

島根県建築基準法取扱

3 別棟とみなす開放性の高い渡り廊下の基準について

建 第 1 5 7 3 号

平成 21 年 12 月 21 日

改正 平成 28 年 3 月 25 日

次の基準に該当する開放性の高い渡り廊下で結ばれた 2 以上の建築物及び渡り廊下は、別の建築物として扱うことができる。

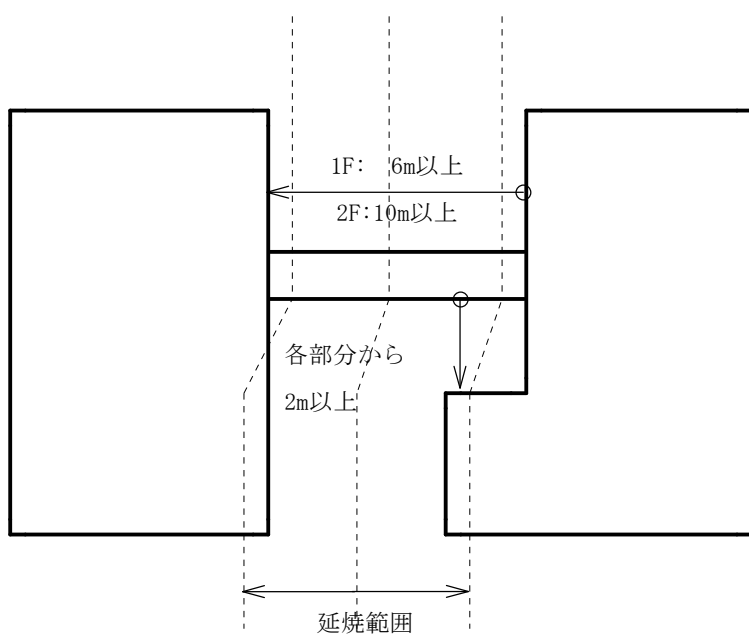
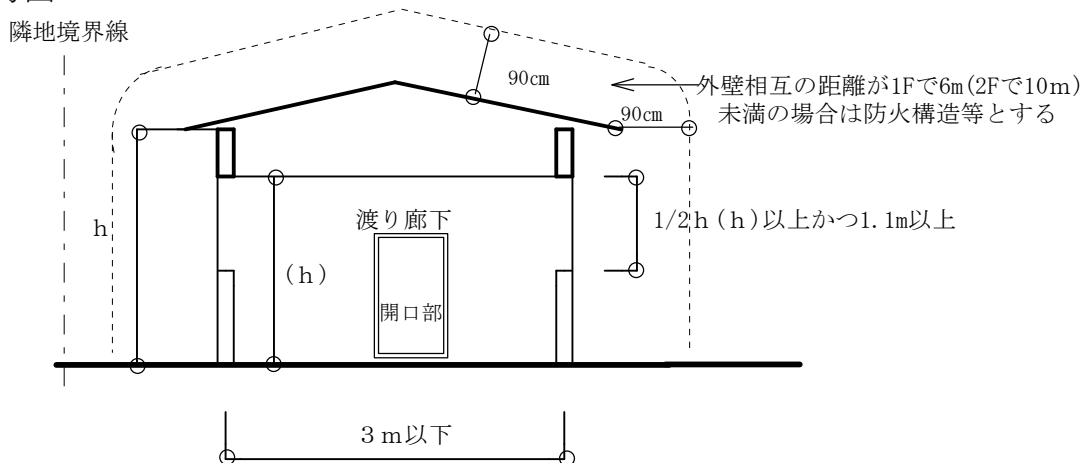
なお、この取扱いの際、現に存する建築物で、建設当時の取扱いにより別の建築物とみなしているものは、なお従前の例によるものとする。

○別棟とみなす開放性の高い渡り廊下の基準

- (1) 渡り廊下の主要構造部は不燃材料で造られていることとし、内装は下地、仕上げ共に不燃材料としたものであること。
- (2) 渡り廊下は通行または運搬の用途のみに供されるものであること。
- (3) 渡り廊下の幅員は 3 m 以下であること。
- (4) 渡り廊下の両側面は、床から梁上端まで（天井がある場合は床から天井まで）の高さの 1/2 以上かつ 1.1m 以上で、桁方向の梁下端（梁下端の下部に天井がある場合は天井面の高さ）から設けられた開放部を、柱部分を除き全長にわたり有していること。
- (5) 次に掲げる部分から渡り廊下の各部分までの水平距離が、それぞれに定める数値以上確保されていること。
 - ① 隣地境界線 1 m（隣地が公園、水面等で将来にわたり空地として担保される場合を除く）
 - ② 同一敷地内の他の建築物又は渡り廊下によって接続される建築物の他の部分 2 m
- (6) 渡り廊下によって接続される部分の建築物の外壁面相互の距離は、1 階にあっては 6 m、2 階以上の階で接続される場合にあっては 10 m を超えるものであること。ただし、庇の先端から 90 cm 以内の外壁を防火構造（接続される建築物が（準）耐火構造の場合は（準）耐火構造）とし、開口部に特定防火設備又は防火設備を設置した場合は、この限りでない。
- (7) 渡り廊下と建築物を接続する場合は、EXP. J その他相互に応力を伝えない構造方法のみで接していること。
- (8) 接続される各建築物における「延焼の恐れのある部分」は、渡り廊下がないものとして算定すること。
- (9) 渡り廊下の 1 階部分には、外部への出入口を設けること。
- (10) 渡り廊下の階数は避難階を基準として 2 以下とすること。

島根県建築基準法取扱

参考図



解説

- ・構造上別棟であっても一の建築物とみなす場合もあり、別棟と扱える基準を明確にした。
- ・別棟と扱った場合は、それぞれ独立した建築物として建築基準法を適用する。

関連法令

参 考

「部分により構造を異にする一棟の建築物」 S28年4月7日住指発第423号